

資料編

○1 読書アンケート集計結果

○2 子どもの読書活動の推進に関する法律

○3 那賀町子どもの読書活動推進計画策定委員
名簿



●読書アンケート集計結果

(対象・那賀町内の小学校・中学校・高等学校全生徒)

読書が好きですか。	小学校	好き 75%	嫌い 25%
	中学校	67%	33%
	高校	63%	37%

「好き」を選んだ理由は何ですか。	小学校	昔、読み聞かせしてもらった 25%	学校での図書の時間 31%	友達が読んでいた 15%	親が本を読んでいた14%	その他 15%
	中学校	15%	43%	11%	6%	25%
	高校	16%	30%	16%	9%	29%

「嫌い」を選んだ理由は何ですか。	小学校	テレビやゲーム、マンガ雑誌の方がいい 35%	勉強やスポーツ、部活が忙しい 14%	読みたい本がない 21%	本が嫌い 10%	活字を読むのが面倒くさい 16%	その他 4%
	中学校	44%	12%	17%	9%	14%	5%
	高校	37%	15%	16%	10%	19%	3%

読書は大切だと思いますか。	小学校	はい 94%	いいえ 6%
	中学校	91%	9%
	高校	91%	9%

本をどこで読みますか。	小学校	学校の教室 33%	学校の図書館 20%	町の図書館等 8%	自分の家 31%	友達の家 5%	その他 3%
	中学校	44%	11%	2%	37%	2%	4%
	高校	18%	15%	3%	51%	6%	7%

●読書アンケート集計結果

(対象・那賀町内の小学校・中学校・高等学校全生徒)

休み時間に、学校の図書室に行くことがありますか。	小学校	よく行く 24%	ときどき行く 71%	行かない 5%
	中学校	13%	63%	24%
	高校	7%	48%	45%

図書館(木頭図書館・鷺敷図書室・相生図書室)へ、行くことがありますか。	小学校	よく行く 18%	ときどき行く 63%	行かない 16%
	中学校	17%	82%	
	高校	19%	79%	

この1ヶ月で、本を何冊ぐらい読んだか。	小学校	10冊以上 34%	6~9冊 26%	3~5冊 26%	1~2冊 11%	0冊 3%	
	中学校	5%	8%	28%	48%	11%	
	高校	7%	5%	16%	42%	31%	

自分の読みたい本があれば、どのようにして手にいれますか。	小学校	家族に買ってもらう 35%	自分で買う 20%	友達に借りる 3%	図書館で借りる 16%	学校の図書室で借りる 21%	購入した本を譲る 1%	その他 0%
	中学校	20%	42%	7%	9%	20%		
	高校	11%	53%	9%	11%	12%		

時間あれば本を読みたいと思いますか。	小学校	はい 80%	いいえ 20%
	中学校	71%	いいえ 29%
	高校	75%	いいえ 25%

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体のにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

那賀町「子ども読書活動推進計画」策定委員名簿

氏名	各機関(分野)	所 属
猪子 和寛	小 学 校	北川小学校 教諭 (図書館教育係校長)
青木 千恵子		鷺敷小学校 教諭
大建 香織		相生小学校 教諭
松岡 沙知子		桜谷小学校 教諭
下内 美鈴		平谷小学校 教諭
加地 敦子		木頭小学校 教諭
芝原 由佳		北川小学校 教諭
松本 孝造		中 学 校
佐藤 敏子	鷺敷中学校 教諭	
久米 由美	相生中学校 教諭	
石岡 幸	上那賀中学校 教諭	
多田 真有	木頭中学校 教諭	
佐々木 尊	高 等 学 校	那賀高等学校 校長
多賀田 昌子		那賀高等学校 教諭
秋本 綾		那賀高等学校 図書司書
絜原 和枝	保育園・こども園	桜谷保育園 園長
湯浅 康子	子ども支援センター	那賀町地域子育て支援センター 所長
前川 幸子	読書団体 ボランティア	お話玉手箱 代表
吉原 桂子		どんぐり 代表
大澤 善和	図 書 館 等	木頭図書館 館長
湯城 美代		鷺敷図書室 代表
東浦 博史		相生森林美術館 学芸員
下内 照代	行 政	保健センター センター長 保健師
鵜澤 守		那賀町教育委員会 教育次長
池田 繁人		那賀町教育委員会 社会教育担当(事務局)

発行日 平成28年3月

編集・発行 那賀町教育委員会

771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1

TEL 0884-62-1106 FAX 0884-62-1195

e-mail kyoiku@naka.i-tokushima.jp